

● 死亡・失踪宣告に該当した場合の手続き

1 注意事項

- 登録者が死亡または失踪の宣告を受けた場合、戸籍法に規定する届出義務者は、遅滞なく、「登録者の死亡等の届出書」等を提出してください。

2 提出書類

- 登録者の死亡等の届出書
- 登録証の原本（提出できない場合は、紛失のため等の理由を記入してください。）
- 死亡等を証する書類（住民票の除票の原本、死亡診断書のコピー等）

※ 手数料の払い込みは不要です。

登録者の死亡等の届出書の記入例

※ ボールペンで記入してください。

① 登録証に記載されている「氏名」等を記入する。

② 死亡等を証する書類を確認して年月日を記入する。

③ 登録証を提出できる場合、記入は不要。

④ 届出者の住所等を記入する。

登録者の死亡等の届出書

次の登録者について、届出事由により、精神保健福祉士法施行規則第16条の規定に基づき、登録証を添えて、届け出ます。

1 登録者

資格	精神保健福祉士	
(フリガナ)	○○○	
氏名	○	○
生年月日	大正・昭和・(平成)○○年	○月○日生
本籍地	○○県	
登録番号	第○○○○○号	
登録年月日	平成・(令和)○年	○月○日

2 届出事由

(1) 事由(該当する事項に○印を記入)

死亡・失踪宣告

(2) 事由(死亡・失踪宣告)発生の年月日

平成・(令和)○年○月○日

<登録証を添付できない場合はその理由を記入>

令和○年○月○日

公益財団法人社会福祉振興・試験センター理事長 様

<届出者>

住所 〒○○○-○○○ ○○県 ○○市 ○○区 ○-○-○

連絡先 ○○○-○○○-○○○

氏名 ○○ ○ (登録者との続柄) ○

● 申請書類の提出方法及び提出先

- 封筒の大きさの指定はありません。
- 登録証を入れていたホルダー（バインダー、筒）等の返送は、不要です。
- 登録者の死亡等の届出書を送付する際は、不着等の事故を防止するため、必ず「簡易書留」で郵送してください。
- 書類の提出先（下記を点線で切り取り、郵送用ラベルとしてお使いください。）

〒150-0002
 東京都渋谷区渋谷1-5-6
 (財)社会福祉振興・試験センター
 登録部

登録者の死亡等の届出書

次の登録者について、届出事由により、精神保健福祉士法施行規則第16条の規定に基づき、登録証を添えて、届け出ます。

1 登録者

資 格	精 神 保 健 福 祉 士
(フリガナ)	
氏 名	
生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日生
本 籍 地	
登 録 番 号	第 号
登録年月日	平成 ・ 令和 年 月 日

2 届出の事由

(1) 事由 (該当する事項に○印を記入)

死 亡 ・ 失踪宣告

(2) 事由 (死亡・失踪宣告) 発生の年月日

平成 ・ 令和 年 月 日

<登録証を添付できない場合はその理由を記入>

[]

令和 年 月 日

公益財団法人社会福祉振興・試験センター理事長 様

<届出者>

住 所 〒 _____

連絡先 _____

氏 名 _____ (登録者との続柄)